

【実施時期】

- ・制度の枠組みについては、平成18年4月1日から実施
- ・人事院勧告に盛り込まれた経過措置期間（平成18年度から平成21年度まで）中の昇給幅の抑制措置は実施しない。

(3) 勤労手当への勤務成績の反映の拡大

- ・「特に優秀」「優秀」「良好（標準）」「良好（標準）未満」の成績区分、成績区分ごとの成績率及び人員分布率を設定
- ・成績率及び人員分布率は、人事院勧告に準拠した場合下表のとおりとなり、人事院勧告に準拠を前提に成績率及び人員分布率を設定する。

○勤労手当の成績区分ごとの人員分布率（人事院勧告に準拠した場合）

成績区分	初任層及び中間層の職員		管理職層の職員	
	成績率	人員分布率	成績率	人員分布率
特に優秀	145/100以下 86/100以上	5%以上 (10%程度)	185/100以下 111/100以上	3%以上 (5%程度)
優秀	86/100未満 78.5/100以上	25%以上 (30%程度)	111/100未満 101/100以上	25%以上 (30%程度)
良好(標準)	71/100		91/100	
良好未満	71/100未満		91/100未満	

【実施時期】

- ・制度の枠組みについては、平成18年4月1日から実施

3 給与構造の見直しの影響額（見直し初年度：平成18年度）

△18.0百万円（概算）  
〔平成17年度決算見込ベース〕

（内 訳）

○給料表水準引下げ影響分

給料	△10.3百万円
期末・勤労手当	△4.2百万円
諸手当	△3.5百万円（時間外勤務手当、管理職手当）
計	△18.0百万円

平成17年度決算見込の給与費内訳

給料	1,493.9百万円
期末・勤労手当	598.8百万円
職員手当	456.9百万円
計	2,549.6百万円